

免許法認定講習等について

令和8年9月30日

初等中等教育局教育職員政策課

免許法認定講習/公開講座/通信教育とは、現職の教員等が、一定の教職経験と必要単位の修得により**上位の免許状や隣接校種、他教科の免許状を取得しようとする場合**に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習・公開講座である。

1. 認定講習の開設主体

開設主体の現状

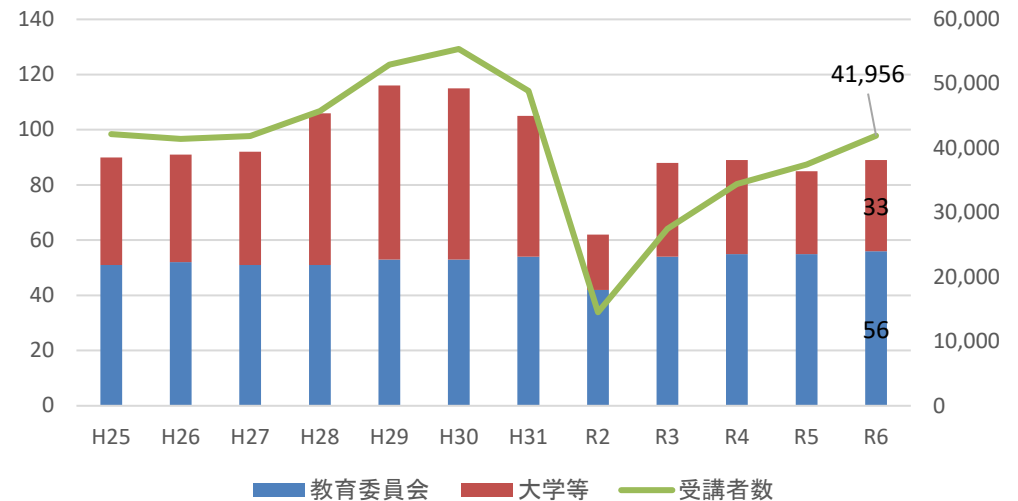
- ① 相当する課程を有する大学
- ② 免許法に定める授与権者
- ③ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ④ 指定都市
- ⑤ 中核市

※②④⑤が開設する場合には、相当する課程を有する**大学の指導の下に運営**されなければならない。

また、**講師の半数以上は大学の教員**でなければならず、それに準ずる者を講師とする場合には、指導を受ける大学の意見を聞かなければならない。

開設状況の推移

免許法認定講習・公開講座実施状況



○免許法認定講習・公開講座実施状況の推移（通学）

年度	開設者数			科目数						受講者数	授与単位数
	教育委員会	大学等	計	教科に関する科目	教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	養護に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	計		
令和2年度	42	20	62	91	149	225	9	3	477	14,522	14,631
令和3年度	54	34	88	128	218	370	14	3	733	27,462	27,502
令和4年度	55	34	89	149	262	422	18	3	854	34,409	35,600
令和5年度	55	30	85	155	250	408	16	4	833	37,457	38,283
令和6年度	56	33	89	187	236	437	15	7	882	41,956	42,913

○免許法認定通信教育の推移

年度	開設者数			科目数						受講者数	授与単位数
	教育委員会	大学等	計	教科に関する科目	教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	養護に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	計		
令和2年度	-	16	16	299	107	34	23	0	463	385,285	623,372
令和3年度	-	16	16	307	105	37	25	0	474	424,980	678,782
令和4年度	-	17	17	311	100	43	26	0	480	378,107	549,049
令和5年度	2	19	21	329	108	59	26	0	522	374,076	526,670
令和6年度	0	15	15	311	98	35	26	0	470	320,860	488,623

2. 認定講習等における単位認定の在り方

単位認定の現状

(免許法認定講習/公開講座)

- 授業時数のうち、5分の4以上出席
- 試験、論文、報告書その他による成績審査に合格

(免許法通信講習)

- 試験、論文、報告書その他による成績審査に合格

オンラインを活用した講習の拡大

- 令和6年度以降に開設する認定講習等においては、対面による認定講習等に相当する教育効果を有すると考えられる場合には、遠隔による実施を組み込んだ講習の申請を認めている。
- 対面による認定講習等に相当する教育効果を有すると考えられるものとしては、主に以下を想定している。
 - ▶ **web会議システム等を用いた同時双方向型**の遠隔による講習
 - ▶ **オンライン教材を用いたオンデマンド型**の遠隔による講習（授業の終了後すみやかに設問解答、添削指導、質疑応答による十分な指導を行うとともに、学生の意見の交換の機会が確保されているものに限る。）

オンラインを活用した講習の開設状況

- 教育委員会：令和8年度に申請があった**69件の申請のうち、14件（20%）**においてオンラインを活用した講習が行われている。
- 大学等：令和8年度に申請があった**36件の申請のうち、11件（31%）**においてオンラインを活用した講習が行われている。

中堅教諭等資質向上研修との連関

- 中堅教諭等資質向上研修とは、教育公務員特例法第24条に規定される研修で、中核的役割を果たすことが期待される中堅教諭等として、必要とされる資質の向上を図る目的で実施されるもの。
- 令和6年度には、全体の10.9%にあたる14の教育委員会が、**免許法認定講習の受講をもって、中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととする取組**を行っている。（「令和6年度中堅教諭等資質向上研修実施状況調査」より）